

平成 29 年第 22 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成29年第22回教育委員会会議

1 日 時 平成29年11月16日（木） 10時00分～11時25分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長 岡	豊 彦
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
委 員	長 田	正 寛
委 員	石 井	知 子
教育次長	大 友	裕 之 樹
生涯学習部長	山 根	直 樹
庶務係員	吉 田	望
財務係長	松 本	博 之
財務係員	土佐岡	潤
生涯学習係長	藤 本	恵 介
生涯学習係員	田 渕	裕 貴
学校施設担当部長	平 野	誠
学校施設課長	永 本	宏
計画係長	中	克 尋
計画係員	中 村	圭 佑
学校教育部長	引 地	秀 美
教育推進係員	川 村	祐
指導主事	中 村	隆 城
教職員担当部長	檜 田	英 樹
教職員課長	藏 田	忠 朗
調査係長	石 田	紘
調査係員	菊 地	友美恵
調査係員	矢 澤	吉 明
調査担当係長	木 村	公 彦
人事係員	城	彰 浩
労務担当課長	早 川	修 司
労務係長	佐 藤	友 永

給与係長	猪 又	久 司
給与係員	久 保	陽志充
給与係員	林	大 地
調整担当部長	佐 藤	伸 二
中央図書館長	前 田	明 寿
総務係員	大 橋	武
調整担当課長	石 田	建 志
図書・情報館担当係長	淺 野	隆 夫
図書・情報館担当係員	上 田	智 美
文化部長	前 田	真 子
文化財課長	田 中	敦 士
文化財係員	山 本	郁 也
施設担当係長	小 野	暢 之
国際芸術祭担当係長	遠 藤	真
国際芸術祭担当係員	遠 藤	拓 也
総務課長	宮 地	宏 明
庶務係長	國 方	大 翼
書 記	洞 内	亮

4 傍聴者 1名

5 議 題

- 議案第1号 札幌市文化財保護審議会への諮問について
- 議案第2号 議会の議案についての市長への意見の申出について
- 議案第3号 議会の議案についての市長への意見の申出について
- 議案第4号 議会の議案についての市長への意見の申出について
- 議案第5号 議会の議案についての市長への意見の申出について
- 議案第6号 学校管理職の人事について

【開 会】

○長岡教育長 これより、平成29年第22回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、長田正寛委員と石井知子委員にお願いいたします。

本日の議案第2号から第5号は、議会の議案についての市長への意見の申し出に関する事項、第6号は人事に関する事項です。

教育委員会会議規則第14条第1項第2号及び第4号の規定により、公開しないことといたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第2号から議案第6号については公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第1号 札幌市文化財保護審議会への諮問について

○長岡教育長 それでは、議事に入ります。議案第1号「札幌市文化財保護審議会への諮問について」です。事務局から説明をお願いします。

○文化部長 私から、「議案第1号 札幌市文化財保護審議会への諮問について」に係る札幌市資料館の概要と指定申請の内容について説明させていただきます。まず、お手元の資料1をご覧ください。

札幌市資料館の概要等についてご説明いたします。札幌市資料館は、大正15年に現在の高等裁判所に相当する控訴院として建てられたもので、レンガと札幌軟石を積み上げた組積造と言われる構造形式と、2階の床に鉄筋コンクリート構造を用いた2階建の建物で、1階と2階の床面積を合わせた延べ面積は約1,638平方メートルとなっております。

沿革の欄の米印にありますように、全国に八つ建てられた控訴院のうち、現存するのは名古屋と本資料館の2カ所のみとなっております、歴史的価値の高い建造物であります。

平成9年に北海道第1号の国の登録有形文化財に登録され、平成19年には札幌景観資産にも指定されております。

これまでさまざまな活用の変遷を経ながらも、建築後90年以上を経過して、なお良好に保全され、外観はもとより内部意匠についても創建当時の状態に容易に復元できる状態を維持しており、札幌市が所有している文化財としては時計台に次ぐ年間約15万人もの市民・観光客が訪れております。

備考欄に記載しておりますとおり、今後、札幌市資料館を文化財として維持するとともに、誰もが使いやすい施設とするため、老朽化した部材等の修復及び耐震化、バリアフリー化のための増築工事を予定しております。

続きまして、お手元にお配りしております冊子の札幌市資料館保存活用基本計画をご覧ください。

札幌市資料館の概要や後ほどご説明いたします指定申請の内容と重複する部分が多くありますので、この資料では、主に施設改修にかかわる部分について説明申し上げます。

まず、20ページをお開きください。第4章の保存活動の基本計画についてであります。

この計画では中段にありますように、基本方針として、歴史的建造物である資料館を札幌市の財産として維持保全するとともに、研究・創造と交流・発信の場として活用するということを掲げております。

また、これに即しまして、囲みの下のほうに計画の構成があります。これは、

まず、施設の活用に係る事業計画、それから、運営体制や施設管理に係る運営計画、そして、改修にかかわる施設計画を定めているものであります。

28ページお聞きいただきたいと思います。これは施設計画の概要です。

(1) 歴史的建造物の保全とバリアフリー対応では、札幌市資料館の持つ歴史的価値、建築的価値を後世に継承していくために市指定文化財の指定を目指し、耐震改修及び保全改修、バリアフリー化を行うこととしております。

アの耐震改修では、複数の耐震化工法について表にまとめておりますが、今後、内装等に与える影響や費用対効果などを考慮して工法を選択することとしております。

1枚おめくりいただきまして、イの保全改修であります。

修復に当たって、できる限り創建時の姿を保存・継承する方向性を明らかにしております。

ウのバリアフリー化では、誰もが利用しやすい施設とするために、エレベーターや多目的トイレなどを設置するものですが、これらを既存の建物内に設置しますと、文化財価値を損なうおそれがあることから増築により対応することとし、大通公園からの景観の妨げとならないよう配慮することを明記しております。

続きまして、恐縮ですが、先ほどの資料にお戻りいただきたいと思います。

資料2の札幌市指定文化財の申請書の内容についてご説明申し上げます。資料2の2枚目をご覧ください。申請の理由であります。

後段で記載されておりますが、現札幌市資料館は、旧控訴院としてもう1カ所残されております旧名古屋控訴院に比肩する価値を有しており、耐震化・保全改修等を契機に、厳格な維持保全を図るため指定申請を行った旨の理由が明記されております。

次のページは、平成9年に登録文化財に選定された際の文部大臣通知の内容であります。

登録基準は「国土の歴史的景観に寄与しているもの」に該当しており、建物の構造的な特徴と意匠、デザインの特徴を評価されております。

備考欄に調査文献として、日本近代建築総覧とありますが、次のページ以降にその写しを添付しております。次のページが書物の表紙であります。

日本近代建築総覧は、昭和58年に日本建築学会により全国の近代建築についてまとめられたものであります。

次のページですが、本文の写しの赤い囲みをご覧ください。

札幌地区の歴史的建築物について、「札幌の戦後の発展は、建築景観を一変させ、明治期、大正・昭和、戦前期の建築を、一掃に近い形で喪失させた」とあり、「かろうじて残った主要作品」として札幌市資料館が写真とともに紹介

されております。

続きまして、5ページをご覧ください。

日本近代建築総覧に係る調査を行った日本建築学会の委員の名前がありますが、北海道地区の調査を行った3名の委員のうちの1人、遠藤明久氏が昭和57年に札幌市資料館についてまとめた学術講演の梗概が次のページ以降に添付されております。

6ページですが、この梗概は、はしがきのとおり、遠藤氏の研究室で昭和56年に行われた実測調査と札幌高等裁判所所蔵の新築時の建築資料による調査結果の知見を学会へ報告したものであり、設計者や施工者のほか、創建時の構造や意匠などについてまとめられております。

続きまして、申請書の9ページの参考資料をご覧ください。

上段は、札幌市資料館の棟札の写真とそこに記されていた内容を書き起こしたものであります。

棟札とは、建築物の建築・修理の記録・記念として建物の高い部分に取りつけられているもので、札幌市資料館にも中央部の屋根裏に残されており、建築に携わった建築業者や職人の名前が残されております。棟札そのものが重要な歴史的史料である場合も多く、棟札があることで、その建物の価値もより高いものと判断できるとの文化財保護審議会委員からの意見もあります。

参考資料の下段は、札幌市資料館の正面中央の女神彫刻についてであります。

札幌市資料館の玄関上部には、写真にある目隠しをした女神像の彫刻があります。これはギリシャ神話の法の女神テミスの像で、目隠しをしているのは、貧富の差や権力に捉われない法の前の平等を示しております。

この女神は、札幌高等裁判所の首席書記官であった山田幸一氏の「北海道の裁判所史」によりますと、札幌控訴院の施工業者が、石材加工を下請けした石材会社の石工の山本新蔵氏が彫ったものとされています。このような建築時の設計者や施工者、彫刻を彫った職人等の名前や工費がわかっていることも大変貴重な点であります。

その次のページ以降は、札幌市公文書館において特定重要公文書として収蔵している建築当時の図面であります。

公文書館にはこの図面を初め、建築書類や会計記録などの工事関係文書も収蔵されており、これらの資料から、どのような箇所にもどのような材料が使われたかなど、当時の状況を読み取ることができます。

なお、その次のインデックスからは、今後の維持保全のために改めて作製された詳細な建築図面となっておりますので、参考までにご覧ください。

続きまして、文化財建造物の保護制度についてご説明いたします。A3判の資料3をご覧ください。

文化財建造物の保護制度には、指定と登録という二つの制度があります。

まず、資料上段の指定制度は、現状変更等には規制がありまして、文化財建造物を保護することに重きが置かれております。また、登録制度は、指定制度より緩やかな規制によって文化財建造物の保護と活用を図る制度となっております。

先ほどご説明しましたとおり、札幌市資料館は、現在、国の登録有形文化財に登録されておりますが、この度の申請は、札幌市文化財保護条例に基づく札幌市の指定有形文化財の指定を受けたいという趣旨のものであります。

最後に、今後の予定についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

本日、文化財保護審議会への諮問についてご承認いただけましたら、審議会にて調査・審議をさせていただき、来年2月ごろには、調査結果を踏まえた審議会としての考えをまとめたいと存じます。その後、年度末ごろに、再度、教育委員会会議において審議会の結果を踏まえご審議いただき、文化財指定のご決定をいただければ告示及び指定書の交付を行う見込みとなります。

なお、参考までに申し上げますと、今回の建造物が文化財に指定されますと、札幌市の指定文化財建造物の指定は、昭和59年の旧黒岩家住宅の指定以来33年ぶりのこととなります。

最後に、参考資料1として、文化財保護法における文化財の種別ごとの分類表と、参考資料2として、市内にあります指定文化財及び登録文化財の一覧表を添付してありますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、大変簡単ではありますが、文化財指定に関する説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○長岡教育長 ありがとうございます。議案第1号は、文化財保護審議会への諮問についてという議案であります。ただいまの説明に対しまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○長田委員 私は弁護士なのですが、この資料館のそばで事務所をやっているとして、30年間、この前を通っております。この中にも入って、おおば比呂司さんの絵を買ったりしてきました。

この資料館の文化的価値が高いということは動かしがたいと思われまして、これは札幌市の所有物で、今後のまちづくり戦略ビジョンの中でも市のほうで管理されるということです。そういう意味で、すごくよくわかるので、よろしいかと思うのですが、少し質問をさせていただきたいと思っております。

まず一つは、この文化財の保護制度の概要で、今は、国の登録有形文化財で、そのほかに指定有形文化財の指定を受けたいということです。恐縮ですが、こ

これは、国の補助金などの関係で何か補助がされるのか、あるいは、その種別によって違うのかというところについてお聞きしたいと思います。付随して、この資料館は指定管理者に管理させているのですね。そのランニングコストはどのぐらいになっているのか、教えていただければと思います。

○文化部長 まず、指定制度についてですが、国の重要文化財につきましては、やはり規制が厳しい分、補助制度もありまして、その割合などはそれぞれに細かいのですけれども、修理の場合は対象経費の50%から80%ぐらいです。また、登録制度については、設計管理費の半分くらいということで非常にごく一部ということになっております。

また、そのほかに、登録文化財の場合は、相続税の軽減が指定文化財、登録文化財のどちらにもあります。そういった違いがありまして、国の指定文化財になりますと、そういった措置があるということです。

○長田委員 続いて、この基本計画を見ると、工事は免震工法か、耐震工法かということで、これから20億円もの予算をかけて改修するのですが、例えば、重要文化財に指定を受けた後は国がある程度を負担してくれるのですか。

○文化部長 今回の場合は、札幌市の指定文化財ですので、国からの補助は出てきません。

○長田委員 それはそうなのですけれども、重要文化財として指定を受ければ国がもってくれるということですか。

○文化部長 一部ということになりますけれども、そういう制度はあります。

これまでも、時計台とか豊平館のように、市の指定文化財から国の指定文化財、重要文化財になったケースがありますので、これも、いずれはそういったことを目指しているところです。

○長田委員 名古屋控訴院を拝見したのですが、ありようが札幌市と大分違うのです。向こうは重要文化財の指定を受けていて、札幌も重要文化財にしたいという感想を持ちました。名古屋控訴院の場合は、国の所有物のままですね。

○文化部長 おっしゃるとおりです。

○長田委員 ですから、ランニングコストやこの免震の工事などは国が全部を負担していると思うのですが、そういうことですか。

○文化部長 はい。

○長田委員 そこで、札幌市のほうは、市の判断で指定有形文化財の申請をされているのですが、この間、保存活用検討委員会の議事録や基本方針を読んでいたのですが、この資料館が重要文化財に相当するという記述が結構出てきています。そういう選択肢というのはなかったのですか。

○文化部長 あくまでも重要文化財に決めるところは国となりまして、我々がそれを希望してもそのとおりに受けていただくという仕組みにはなっていないものですから、まず、札幌市としてきちんと指定して明らかにすることによって、この先、さらに国にもそのことをお認めいただきたいと考えております。

○長田委員 ありがとうございます。

○長岡教育長 ほかにありませんか。

○石井委員 札幌市資料館が文化財として改築などを重ねて、より市民や観光客に親しみ、開放された施設になってほしいと思うのですが、二つ質問させていただきます。

基本計画の資料の1ページ目ですが、右側の第3章の現状における課題等のところに1番から3番までありまして、1番と3番は、課題を解消していくためのいろいろな対応が書かれていると思うのですが、2番の歴史的建造物としての魅力の伝承不足のところは、余り詳しく記載されていないと思いました。

歴史的建造物としての魅力の伝承不足のところの(2)に、歴史を物語る資料は、判事衣装等の展示にとどまっているとありますが、これは、今後、そういった資料などを集めて、より多くのもを展示していくという意味合いで書かれているのかということが一つです。

それから、二つ目は、一市民として旧控訴院というより資料館という名称のイメージがやはり強いです。

そのことについて、2番の(2)のところに施設機能を適切に表現していないことによる混乱があると書かれておりますし、28ページの3番の(1)にも、現在の施設の内容と一致していない札幌市資料館という名称を変更しとあります。今後、名称を変えていくという意味合いで書かれているのでしょうか。

資料の2ページ目に、例えば、横浜市だったり、愛知県の歴史的建造物を活用した検討事例で、アートラボあいちとか、YCCヨコハマ創造都市センターという名前がついているのですが、今後、札幌市資料館もそういった名称になっていくのかという意味合いでここは書かれているのかということです。

○文化部長 1点目の由来の伝承不足ということにつきましては、例えば、先ほど申し上げた公文書館にあるような資料の一部を持ってきてわかりやく展示をするという形で歴史の経過などがもっとわかるような内容になるよう、これから考えたいと思っております。

それから、名称の件につきましては、今のところどういうふうにするということは全く決めておりませんので、今後、市民の皆様のご意見をよく聞きながら、どういう名前がよいのか考えていきたいと思っております。

少なくとも旧控訴院であったということがわかるように、例えば、文化財の場合ですと、括弧の中に旧名称を入れることもありますので、今後、含めて考えていきたいというふうに考えております。

○石井委員 ありがとうございます。やはり一市民としては、旧控訴院というより資料館という名称が浸透しております。特に小学生のときだと、ホリデー・テーリングのコースに資料館も選ばれておりまして、この資料館という名称は札幌市民に小さいときから浸透しております。

ですから、もしその名称を変えるのであれば、やはり市民の声を反映してほしいですし、そういった歴史的背景や変えるに当たった経緯などについても詳しく説明していただきたいと思えます。

○文化部長 ありがとうございます。

○阿部委員 基本計画の冊子に概要が書かれておりますが、第2章の下の表、③の活用価値の1行目ですが、「多くの市民や観光客が訪れる観光資源として利用」と書かれています。もしかしたら、どこかに資料の添付があるのかもしれませんが、1年間にどのぐらいの市民がこちらを訪れていて、また、観光客についてもどのような推移があるのか、もう少しお伺いしたいと思います。

○文化部長 冊子の少し後ろになるのですが、資料3の札幌市資料館保存活用基本方針の12ページになります。3番の利用状況と施設の課題ですが、ここにグラフがありまして、来場者数の推移をあらわしています。

平成18年度は少なかったのですが、それから毎年15万人くらいから少し出た

程度の人数で推移しております。

また、1枚めくっていただきまして、14ページになりますが、こちらには、どのような方がいらっしゃるかというアンケート調査を載せております。

例えば、お住まいですと、右上の円グラフになりますが、札幌市の方が6割ぐらい、北海道内が4割ぐらいという調査結果が出ております。

○阿部委員 わかりました。今後の目標といたしますか、今、来館者には札幌市民の方が多くということを押見して安心したのですが、観光資源としての価値についても考えていかなければいけないということで、観光客にどうアピールといくか、広報していくかということも一つの課題になってくるかと思うのですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○文化部長 例えば、今回、指定文化財になったらそのタイミングを捉えて、旅行代理店などに情報を細かく提供するなど、観光分野のセクションとも協力しながらやっていきたいと考えております。

○阿部委員 当然、市民の方にも広報か何かでPRをしていくのですね。

○文化部長 そうですね。それはしてきたいと思っております。

○阿部委員 わかりました。ありがとうございます。

○池田委員 諮問の内容についてですが、議案第1号の理由のところを押見しますと、本申請に係る調査審議について同審議会に諮問するとなっております。これが包括的に指定申請されるに当たって適当かどうかということを押問していくということになると思います。

例えば、今の石井委員からのご質問のように、名称についてこうすべきであるとか、諮問するに当たって、この教育委員会から、特にどの点を審議してほしいとか、そういったことについて何か想定していることはあるのでしょうか。それとも、これだけ綿密な資料をつくっていただいたのですが、全体的にこれでよしとするかどうかという意見を諮問するのでしょうか。

その諮問内容について、もう少し限定して聞くべきことがもしありましたら、紹介していただきたいと思っております。

○文化部長 まずは、全体的なことについて審議会で諮ってよろしいかということをご決定いただきたいと考えております。特に、今回、教育委員会の皆様

のほうからこういったことをというご意見がありましたら、それを承って審議会に伝えて、諮りたいと思います。

○池田委員 私自身は、特にこれという意見は持っていませんが、今の議論を伺っていると、国の重要文化財に値するような価値があるのかどうかという点と、その名称はとても大事だと思いました。名称をどういうふうにしていくべきかということはどうでしょうか。特に教育委員会会議から諮問していくということで可能なものなのでしょうか。

○長田委員 私は教育長に質問をしようと思っていたのですが、我々は何を判断するかということに関して言うと、規定があって、この文化財保護条例では、市にとって特に文化的価値が高いと認めるものを指定するということです。そのときに、この審議会に諮問するわけですが、その結果どういうものが返ってくるか、そのときに我々は何を判断したらよいのかということをお話しいただきたいのです。

文化的価値が高いというのは当然ですが、「市にとって特に」という修飾語が入っています。そこのところは市で利用するものも視野に入ってくるのか、それとも、ここで指定するときは単純に文化的価値だけを基準にして判断することになるのでしょうか。

そうすると、今度は3月に建議が上がってきて、指定の段階に進むわけですが、そのときに我々が何をもって判断するかというのは、この諮問の中身がこれだけでよいのか、我々がこういうことについて何か審議してほしいという付加的条項をつけて諮問したほうがよいのか、池田委員と全く同じことを考えていました。

そこは、どのように考えたらよろしいのでしょうか。単純に文化的価値だけの話で判断すればよいのでしょうか。

○長岡教育長 資料4の参考資料2をご覧ください。市内の指定文化財の表がありまして、上のほうから八窓庵、豊平館と始まりまして、旧黒岩家住宅があります。そして、先ほど説明がありましたように、今回は昭和59年以来33年ぶりの資料館でありまして、文化財に値するものであろうということでの審議を求められております。

教育委員会としては文化部のほうに事務委任して、この業務についての取り扱いをしていただいているのですが、この事務自体、教育委員会として文化財指定という部分を担っているところであって、教育委員会としてそれをどう判断するかを今回の教育委員会会議で決めなければいけません。

ですから、今回、文化財としての価値があるかないかというところの諮問をお願いして、それが建議として上がってきたときに、教育委員会として、その建議が適当かどうかという判断を最終的にするという手続になります。ですから、その諮問内容については、我々が市民利用にどうするかというところではなく、文化財としてそれが適当かどうかという判断を教育委員会でしなければいけないと私は考えております。

○長田委員 そこに尽きるということですね。

○長岡教育長 そうです。そのあたりは、文化部ではどうご判断しておりますか。

○文化部長 そのとおりです。今、教育長がおっしゃったとおり、我々のほうとして、文化財としての価値があるかどうかを専門の審議会に図りまして、その結論をもってこちらにご報告させていただき、文化財に指定することについてよいかどうかというご判断をいただくことになっております。

○長岡教育長 そのほかに、市民利用なりいろいろな問題があると思います。それは、また別個の問題とするのですね。

○文化部長 そうです。ご意見として頂戴いたしまして、それをまた実務の中で出ささせていただきたいと考えております。

○長岡教育長 そういうことでよろしいかと思います。

○長田委員 わかりました。

○長岡教育長 今回、資料館を文化財に指定する方向で検討を進めたいけれども、その専門の審議会に諮問するかどうかということで一旦の判断をこの場でさせていただいて、その諮問があったものについて建議され、3月末に最終の判断をするということですので、この場では審議するかどうかということを決定的にすることになります。

○佐藤委員 大変貴重な文化財ということで、諮問することについて異議はありません。

意見を言ってもよいということでしたので、質問をしてから一言だけ申し上げ

げたいと思います。

先ほどご紹介いただいた冊子の14ページの資料3を見ると、来館者の年齢構成としては10代が一番多いのですね。これは、学校の見学や研修などに使われているということでしょうか。どういった研修なのか、おわかりでしょうか。

○長田委員 弁護士会でやっています。我々もここに利用料を払って模擬裁判とかジュニア・ロースクールの刑事裁判などをやっています。多分、警察署などでもお借りしていろいろとやっているとと思います。

○佐藤委員 それでは、小学校や中学校でやっているというわけではないのですね。

○教職員担当部長 札幌市でも、平成17年から、札幌市における法教育ということで、まさに弁護士会とかいろいろなところと連携して取り組みを実施しております。また、職場体験ということで、子どもたちが研修の場の一つとしてここを訪れて使用しております。

○佐藤委員 わかりました。来館者の3分の1を占めるということですね。

A3判の1ページ目に戻りまして、第2章の表③の活用価値のところですが、今、1番目の観光というところに重きを置かれてご紹介いただきましたけれども、次の2番目の法・司法の学習の場という部分についてもご配慮いただければと思います。

○池田委員 当然そうしてくださると思いますが、きょう、この会議でこういう議論が行われてこのような意見が出たということを文化財保護審議会にもぜひお伝え願えればと思います。

○文化部長 承知いたしました。

○長岡教育長 ほかにご質問やご意見はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第1号については、提案どおり決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第1号については、提案どおり決定することといたします。

議案第2号からは公開しないことといたしますので、傍聴の方がいらっしゃいましたら退席をお願いします。

[傍聴者は退席]

以下 非公開